|  |
| --- |
| 決裁　　　・　　　・ |
| 課　長 | 課長代理 | 係　長 | 係　員 |
|  |  |  |  |

国民健康保険料徴収猶予申請書

令和　　　年　　　月　　　日

（提　出　先）

大　阪　市　長

申請者

　　　　住　　所

　　　　　　　　　氏　　名（世帯主）

　　　　　　　　　　　　　　　 電話番号（日中連絡の取れる電話番号）

裏面に記載の徴収猶予制度を理解し、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 被保険者記号・番号 | 阪国 |
| 年度区分 | 令和　年度保険料 |
| 猶予期間 | 令和　　　年　　　月　　　　　から　　　　　　　　か月間 |
| 保険料額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 特別な理由 | □　営業収入・給与収入の減少 | 左の理由により、保険料を一時的に支払うことが困難なため。 |
| □　被保険者の疾病などにより生活が困窮 |
| □　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　のため） |
| 　　　　　　　　　　　納　付　計　画　（どちらかの　□　にチェックしてください） |
| □　猶予期間中の保険料を猶予期間終了時に全額納付します。 |
| □　猶予期間中に保険料の一部（　　　　 　　円／月）を支払い、猶予期間終了時に残額を納付します。 |

**下の□にチェックしてください**

**□　申請内容に変更が生じ、保険料の支払いが可能となった場合は必ず連絡します。**

**また、猶予期間終了後は、猶予されていた保険料を必ず納付します。**

以下の欄は記入しないでください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 受　　　　　　付 | 承認・不承認通知 | 減免申請 |
| 番　　号 | 月　　日 | 係　　員 | 番　　号 | 月　　日 | 係　　員 | あ　　り | な　　し |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

処　理　欄

徴収猶予制度について

* 徴収猶予制度は、震災や火災など災害により重大な損害を受けたことや、事業や業務の休止・廃止、失業などにより収入が著しく減少したことによって、国民健康保険料を一時的に納付することができない場合に、納付義務者（世帯主）の申請に基づき**６か月※を限度として**保険料の徴収を猶予する制度です。

※ただし、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判断できない者が、急患として医療機関を受診し、即時入院が必要な場合等の徴収猶予の適用期間にあっては、本人の資力の有無が判明し、かつ本人の資力が活用可能となる期間として１年を上限とします。

* 大阪市国民健康保険料決定通知書に記載されている金額について、**納付が困難な理由がある場合、申請の対象になります。**
* **猶予期間の終了後は、終了日の属する月末までに猶予した保険料全額を納付し、その後は各月の期別保険料を納期限までに納付していただきます。**
* 猶予期間終了後に猶予した保険料を一括で納付することができない場合は、最大翌年度５月末までの分割により納付できる場合がありますので、猶予期間終了時にお住まいの区の区役所保険年金業務担当にご相談ください。

徴収猶予の申請について

　徴収猶予の申請をご希望される方は、次の書類をお住まいの区の保険年金業務担当に提出してください。

* + 申請書（この書類）
	+ 申立書
	+ 収入減少などが確認できる書類

例）税務署への事業廃止届、休止届の写し

市府民税の徴収猶予承認通知書の写し

退職証明書の写し

給与明細の写し（減額前と減額後）　など

　　　**※郵送で申請された場合、区役所の到着日が申請日となります。**

　徴収猶予制度や申請についてご不明な点はお住まいの区の区役所保険業務担当にお問い合わせください。

事業収入の減少や退職等により当年中所得が前年に比べて10分の3以上減少することが見込まれる方は、保険料軽減や保険料減免が適用できる場合がありますので、必ずお住まいの区の区役所保険年金業務担当にご相談ください。